

建設業認可申請 (事業承継) の手引

—令和2年度版—

令和3年1月

鳥 取 県

県土整備部

県土総務課

◆事業継承の認可について

建設業者が事業の全部の譲渡、譲受け、合併及び分割（以下、「事業承継」という。）を行う場合、あらかじめ当該事業承継について認可を受けることで、当該事業承継の日に、建設業者としての地位を承継することができます。

また、建設業者が死亡した場合において、当該建設業者の相続人が被相続人の営んでいた建設業の全部を引き続き営もうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後30日以内に認可の申請を行い、認可を受けることで建設業者としての地位を承継することができます。

①事業承継の事実が発生する前に申請し、認可を受けること。

相続以外の事業承継については、承継の事実が発生する前に、あらかじめ認可を受ける必要があります。事前に建設業許可担当窓口にご相談いただいたうえで、事業承継の日の1か月前までに申請を行ってください。

②事業承継後の許可業種について、承継先が許可の基準を満たしていること。

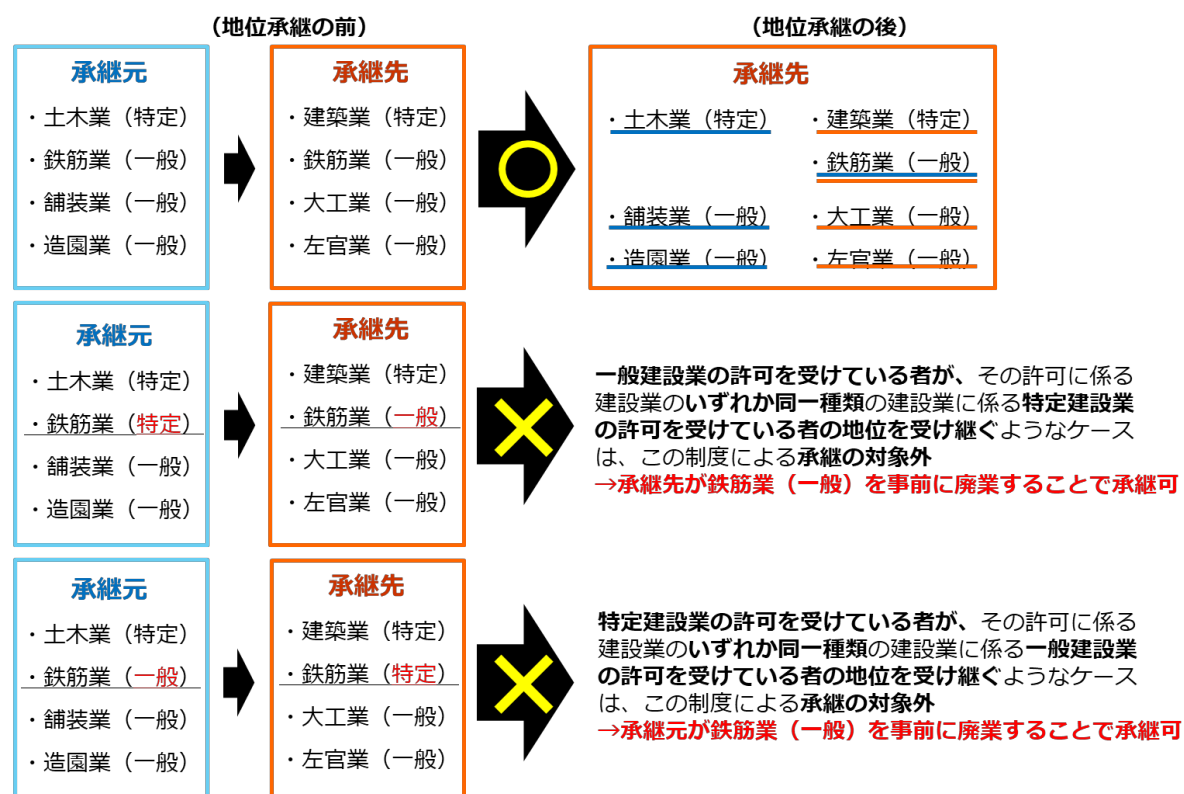
承継先の建設業者は、事業承継する建設業許可業種について、建設業許可の基準を有する必要があります。

③建設業の全部を事業承継すること。

許可を受けている建設業の全部を事業承継することとし、一部の許可のみの事業承継は認められません。

④承継元と同一業種の許可を受けている場合、一般・特定の区分が同じであること。

一つの業者が同一の業種について一般建設業と特定建設業の許可を受けることはできません。承継元と承継先が同じ業種の許可を受けている場合、一般・特定の区分が同じときに限り、許可の承継が可能です。



◆申請書類等について

認可の申請書類等についてはP 4からP 6をご参照ください。

必要部数を、主たる営業所の所在地を所管する県土整備事務所又は県土整備局に提出してください。

なお、承継先の建設業者が国土交通大臣許可又は鳥取県以外の都道府県知事許可を受けている場合は、承継後の建設業者の主たる営業所の所在地を所管する国土交通省各地方整備局に提出してください。（提出部数は各地方整備局にお問い合わせください。）

提出部数 : 正本 1部、 副本 3部

◆申請手数料について

承継の認可申請については、手数料は不要です。

◆許可の有効期間について

建設業者としての地位を承継した場合における承継許可等に係る許可の有効期間については、当該承継の日における承継許可等に係る許可の有効期間の残存期間にかかわらず、当該承継の日の翌日から起算（5年間）されます。

◆許可番号について

承継人が使用する許可番号については、原則、承継元の許可番号を使用することとします。

ただし、承継先が鳥取県知事許可を受けている建設業者である場合は、承継元と承継先の許可番号のどちらを使用するか選択することができます。一度選択した許可番号は変更できません。

◆認可後に提出する書類について

認可を受けて建設業としての地位を承継した建設業者は、次の表の期間内に同表に掲げる書類を提出してください。

承継人	期間	提出書類
・譲受人 ・合併存続法人 ・分割承継法人（新設分割により設立された法人を除く） ・相続人	当該承継の日から2週間以内	・健康保険等の加入状況（様式第7号の3） ・健康保険等の加入状況の確認資料
・合併により新設された法人 ・分割承継法人（新設分割により設立された法人）	当該承継の日から2週間以内	・健康保険等の加入状況（様式第7号の3） ・健康保険等の加入状況の確認資料
	当該承継の日から30日以内	・登記事項証明書 ・営業の沿革（様式第20号） ・所属建設業団体（様式第20号の2）

◆承継の対象について

「建設業者としての地位を承継する」とは、法第3条の規定による建設業の許可（更新を含む。）を受けたことによって発生する権利と義務の総体をいい、承継人は被承継人と同じ地位に立つこととなります。

このため、建設業者としての地位の承継人は被承継人の受けた法に基づく監督処分や経営事項審査の結果についても、当然に承継することとなります。一方、法45第条から第55条までに規定される罰則については、建設業者としての立場にかかわらず、罰則の構成要件を満たす違反行為を行った被承継人という法人（個人）そのものに対して刑罰を科すものであるため、当該刑罰については、承継人に承継されるものではありません。

建設業認可申請書類 A 表紙

商号又は名称： _____

●申請書類 A 【4部（正本1部＋副本3部）】

様式	書面の名称	申請区分				備考
		譲渡・譲受け	合併	分割	相続	
	申請書類 A 表紙（本書）					
第 22 号の 5	譲渡及び譲受け認可申請書					
第 22 号の 7	合併認可申請書					
第 22 号の 8	分割認可申請書					
別紙一	役員等の一覧表					
別紙二	営業所一覧表					
別紙三	専任技術者一覧表					
第 22 号の 10	相続認可申請書					
別紙一	営業所一覧表					
別紙二	専任技術者一覧表					
第 2 号	工事経歴書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ※3	<input type="checkbox"/> ※3	<input type="checkbox"/>	
第 3 号	直前 3 年の各営業年度における工事施工金額	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ※3	<input type="checkbox"/> ※3	<input type="checkbox"/>	
第 4 号	使用人数					
第 6 号	誓約書	△	△	△	△	
第 7 号の 3	健康保険等の加入状況（※ 1）					
第 11 号	令第 3 条に規定する使用人の一覧表					
	定款（法人）	△	△	△		
第 15 号～	財務諸表（法人）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ※3	<input type="checkbox"/> ※3		
第 18 号～	財務諸表（個人）	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	
第 20 号	営業の沿革（※ 2）		※3	※3		
第 20 号の 2	所属建設業者団体（※ 2）	△	△ ※3	△ ※3	△	
第 20 号の 3	主要取引金融機関名	△	△	△	△	
	銀行の融資証明、残高証明等（申請日からさかのぼって 1 月以内のもの。融資証明については、有効期間内であれば 1 月以内のものでなくても可） ※承継人の許可取得後 5 年未満かつ直近の自己資本が 500 万円未満の場合に必要	△	△	△	△	

■ : 不要

: 譲受人、合併存続法人、分割承継法人及び相続人が建設業者である場合、既提出であれば省略可能

: 譲受人、合併存続法人、分割承継法人及び相続人が建設業者である場合、既提出のものから記載事項に変更がない場合省略可能

※ 1 : 認可を受けた日から 2 週間以内に提出してください。

※ 2 : 合併により新設される法人又は新設分割により設立された法人は、認可を受けた日から 30 日以内に提出してください。

※ 3 : 合併により新設される法人又は新設分割により設立される法人は添付不要です。

建設業認可申請書類B表紙

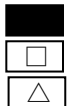
商号又は名称：_____

●申請書類B【4部（正本1部＋副本3部）】

様式	書面の名称	申請区分					備考	
		譲渡	譲受け	合併	分割	相続		
	申請書類B表紙（本書）							
確認書類	営業所の外観及び事務所内の写真 ※外観（建物全景、看板、入口等）及び内部（営業所実態が確認できるもの）	△	△	△	△			
第7号	常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書	△	△	△	△	「様式第7号」又は「様式第7号の2」のいずれか該当する書類を提出すること。		
別紙	常勤役員等の略歴書	△	△	△	△			
第7号の2（第1～4面）	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	△	△	△	△			
別紙1	常勤役員等の略歴書	△	△	△	△			
別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	△	△	△	△			
確認書類	常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書（同業者による証明）	△	△	△	△	同業者証明は「様式第7号」又は「第7号の2」を使用		
	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	△	△	△	△			
	常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書（同業者による証明）又は営業証明（区長、民生委員等による証明）	△	△	△	△	同業者証明は「様式第7号」又は「第7号の2」を使用		
	所得証明等（5年分）	△	△	△	△			
		常勤役員等、常勤役員等を直接に補佐する者の業務経験の確認資料	△	△	△	△		
第8号	専任技術者証明書（新規・変更）	△	△	△	△			
鳥1号	専任技術者の略歴書	△	△	△	△	鳥取県独自様式		
	資格証明書（合格証明書、免状等）					該当するものを添付		
第9号	実務経験証明書	△	△	△	△			
	卒業証明（許可関連学科）＋実務経験証明書							
第10号	指導監督的実務経験証明書（特定）	△	△	△	△			
	資格証明書（合格証明書、免状等）	△	△	△	△			
第12号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（注）	△	△	△	△			
	登記されていないことの証明書（申請日からさかのぼって3月以内のもの）（注）	△	△	△	△			
	身分証明書（申請日からさかのぼって3月以内のもの）（注）	△	△	△	△			
第13号	令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	△	△	△	△			
第14号	株主（出資者）調書（法人）	△	△	△	△			
確認書類	登記事項証明書	△	△※3	△※3	△			
	「健康保険の加入状況」に関する確認書類							
	健康保険 厚生年金保険	申請時直前の保険料の納入に係る領収証書又は納入証明書の写し、若しくはこれに準ずる資料		△	△	△	△	
	雇用保険	申請時直前の労働保険概算・確定保険料申告書の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る領収証書の写し、若しくはこれらに準ずる資料		△	△	△	△	
	『常勤役員等』『専任技術者』の常勤性に関する確認書類（次のア～オのいずれか。上欄から優先）							
	ア	社会保険証又は受付印等で日付の確認できる直近の標準報酬決定通知書						
	イ	雇用保険被保険者資格取得確認通知書又は被保険者証						
	ウ	源泉徴収票又は住民税特別徴収税額通知書						
	エ	所得税青色申告決算書（所得税収支内訳書）又は所得税確定申告書（個人）						
	オ	自社による常勤証明＋出勤簿、賃金台帳（各直近3か月分）						
	納税証明書（法人、個人共に事業税のもの）		□	□※3	□※3	□		
第22号の6	誓約書							

第 22 号の 11	誓約書（※ 1）					
	譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割に関する契約書の写し等 ※新設分割の場合は分割計画書					
	譲受及び譲受け又は合併若しくは分割に関する株主総会若しくは社員総会の決議録等 ※譲渡（譲受）にあつては、譲渡人又は譲受人が法人である場合					
	合併の方法及び条件が記載された書類及び合併比率説明書					
	分割の方法及び条件が記載された書類及び分割比率説明書					
	申請者と被相続人との続柄を証する書類（戸籍謄本等）					
	申請者以外に相続人がある場合、当該建設業を申請者が継続して営業することに対する当該申請者以外の相続人の同意書（※ 2）					

（注）役員等のうち、「相談役」、「顧問」及び「株主等」については調書（様式第 1 2 号）の「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印は不要です。
また、「登記されていないことの証明書」及び「身分証明書」の提出についても不要です。



：不要

：譲受人、合併存続法人、分割承継法人及び相続人が建設業者である場合、既提出であれば省略可能

：譲受人、合併存続法人、分割承継法人及び相続人が建設業者である場合、既提出のものから記載事項に変更がない場合省略可能

※ 1：適用事業所等に係る届出を提出していない場合に提出が必要です。

※ 2：申請者以外のすべての相続人が当該建設業を申請者が継続して営業することに対し同意する旨を記載した書面に、申請者以外のすべての相続人が住所及び氏名を記載、押印した誓約書の提出が必要です。

※ 3：合併により新設される法人又は新設分割により設立される法人は添付不要です。

建設業認可の申請窓口

主たる営業所の所在地により窓口が異なりますので注意してください。

担当窓口	主たる営業所が所在する市町村
<p>鳥取県土整備事務所 建設総務課</p> <p>〒680-0061 鳥取市立川町6-176</p> <p>電話 0857-20-3594 FAX 0857-20-3598</p>	<p>鳥取市、岩美町</p>
<p>八頭県土整備事務所 建設総務課</p> <p>〒680-0461 八頭郡八頭町郡家100</p> <p>電話 0858-72-3853 FAX 0858-72-3244</p>	<p>八頭町、智頭町、若桜町</p>
<p>中部総合事務所県土整備局 建設総務課</p> <p>〒682-0802 倉吉市東巖城町2</p> <p>電話 0858-23-3243 FAX 0858-22-7863</p>	<p>倉吉市、湯梨浜町、三朝町、琴浦町、北栄町</p>
<p>西部総合事務所米子県土整備局 建設総務課</p> <p>〒683-0054 米子市糺町1-160</p> <p>電話 0859-31-9704 FAX 0859-33-4110</p>	<p>米子市、境港市、大山町、南部町、伯耆町、日吉津村</p>
<p>西部総合事務所日野振興センター 日野県土整備局 建設総務課</p> <p>〒689-4503 日野郡日野町根雨140-1</p> <p>電話 0859-72-2023 FAX 0859-72-1398</p>	<p>江府町、日野町、日南町</p>